

## 会費等規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会費)

第2条 定款第7条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 正会員  | 3,000 円  |
| (2) 特別会員 | 無会費      |
| (3) 賛助会員 | 10,000 円 |

2 事業年度の途中で入会した正会員の事業年度の会費は、月割とする。

### (会費の使途)

第3条 正会員会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、賛助会費は全額を公益目的事業の為に使用する。

### (会費の納入)

第4条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、入会申込みと同時に事業年度の会費を納入しなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として事業年度開始の前日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 正会員又は賛助会員から納入された会費については、直ちに電算システムに会費を管理するための登録をし、その経過を明らかにしなければならない。

### (資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務)

第5条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その事業年度の未納会費を納入しなければならない。

- 2 この法人は、正会員又は賛助会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

### 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成28年5月29日から施行する。